

子未来第580号
子支発第963号
平成26年10月14日

関係医療機関長 様

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課長
熊本市健康福祉子ども局子ども支援課長

小児慢性特定疾病に係る新たな医療費助成制度等のお知らせ及び小児慢性特定疾患医療受診券の移行申請に係る協力依頼について

小児慢性特定疾患治療研究事業の実施につきましては、日頃より御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、平成26年5月30日に「児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、平成27年1月1日より施行され、下記のとおり実施となる予定です。

つきましては、新制度移行に伴う各種申請手続きについてお知らせするとともに、既認定者の移行申請に係る添付書類（人工呼吸器等装着者申請書）の作成についてご協力をお願いします。

なお、現在未確定の内容につきましては、県及び熊本市のホームページ等に掲載させていただきますことを申し添えます。

記

1 新たな医療費助成制度について

平成27年1月1日から医療費助成制度が変更となります。

これに伴い、既認定者の医療受診券が「小児慢性特定疾病医療受給者証」へ変更となり、「自己負担上限額管理表」へ診療等の都度記載してください。

なお、既認定者については、3年間の経過措置による上限額管理となります。
（詳細は資料1参照）

2 指定医療機関及び指定医制度について

現在、小児慢性特定疾患治療研究事業は、県（又は市）において医療機関様との委託契約により実施していますが、新制度では「指定小児慢性特定疾病医療機関」の指定を、医療機関の所在地を管轄する実施主体（県又は市）から受ける必要があります。

また、小児慢性特定疾病の医療費助成に係る支給認定申請等に必要な医療意見書は、「指定医」の指定を受けた医師のみが作成できることとなります。

このため、医療意見書を作成する医師は、医療意見書を作成する医療機関の所在地を管轄する実施主体（県又は市等）から「指定医」の指定を受ける必要があります。

熊本県又は熊本市へ申請の必要がある場合は、11月28日（金）【必着】までに所定の申請書を提出くださるようお願いいたします。

なお、県外の実施主体へ申請が必要な場合は、各実施主体のホームページ等で手続きについてご確認願います。（詳細は資料2参照）

3 既認定者に係る新制度への移行申請について

既認定者に係る新制度への移行申請手続きを10月下旬から開始します。

移行申請においては、医療意見書は添付省略となります。

また、新制度では「人工呼吸器等装着者」に対し、新たな自己負担限度額区分が設けられます。対象基準に該当者する方は、移行申請書提出時に、「人工呼吸器等装着者申請書」を添付のうえ申請いただくようご案内しています。

貴医療機関の受診者で該当する方がおられる場合は、「人工呼吸器等装着者申請書」の記入及び申請について受診者へご指導いただきますようお願いいたします。

4 新制度における対象疾患名、対象基準及び新規申請等について

新制度における対象疾患名及び対象基準については、現在、厚生労働省において審議中で詳細が示されていないため、今後のスケジュール等をお示しすることができません。

詳細が決まり次第、県及び熊本市のホームページで順次お知らせします。

なお、対象疾患名等の公表後は、新たに対象疾患に該当する方に対し、制度及び申請手続きの説明等をご指導いただきますようお願いいたします。

尚、10月15日に厚生労働省が作成した「小児慢性特定疾病情報センター」のホームページが公開されましたので、新制度等につきましては、下記のアドレスにてご参照ください。

5 薬局の取扱いについて

現行制度では委託契約の必要がなかった薬局についても、新制度では、医療機関の指定申請が必要となります。また、自己負担上限額までは医療費を徴収していただくことになり、併せて「自己負担上限額管理表」にその内容を記載していただくこととなります。

貴医療機関が連携されている薬局等へも、制度について周知いただきますようご協力をお願いします。

* 小児慢性特定疾病情報センター：<http://www.shouman.jp>

<お問い合わせ先>

①医療機関の所在地が熊本市以外

熊本県子ども未来課 母子保健班 担当：市村

電話 096-333-2209（直通）FAX 096-383-1427

Email：ichimura-m@pref.kumamoto.lg.jp

②医療機関の所在地が熊本市

熊本市子ども支援課 子ども健康班 担当：宮崎

電話 096-328-2158（直通）FAX096-351-2183

Email：miyazaki.nobuko@city.kumamoto.lg.jp

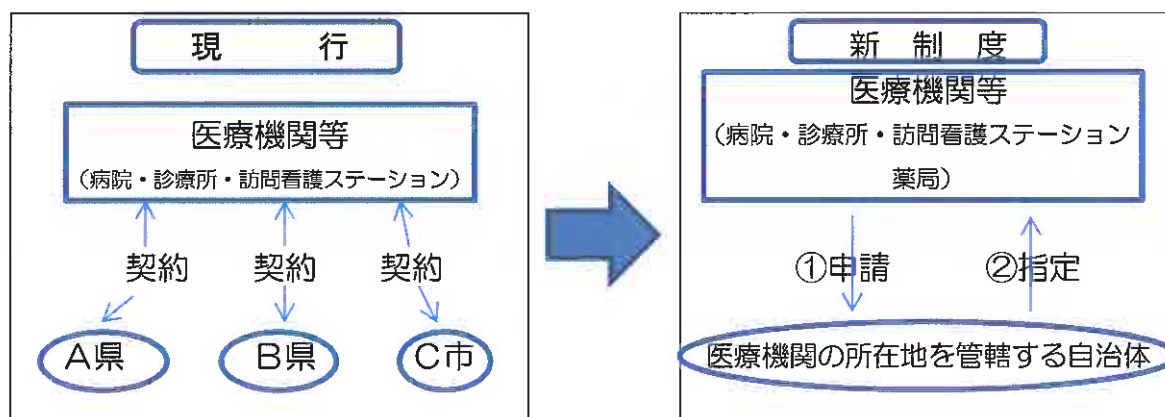
新たな小児慢性特定疾病医療助成制度における 指定医療機関の申請手続きのお知らせ

平成26年5月30日に「児童福祉法の一部を改正する法律」(以下「法」といいます。)が公布され、平成27年1月1日から新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が始まります。

指定医療機関について

- 新制度では、知事(指定都市長又は中核市長)の指定を受けた医療機関等(指定医療機関)が行う医療に限り、小児慢性特定疾病患者の方が、助成を受けることができます。
- 指定医療機関等の指定を受けるためには、申請の手続きが必要になります。

なお、現在、県及び市と委託契約をしている医療機関についても改めて申請が必要ですので申請手続きをお願いいたします。



(注) 薬局及び訪問看護ステーションも指定医療機関の指定申請が必要です。

問い合わせ及び申請書の提出先

- 医療機関の所在地：熊本市
熊本市子ども支援課 ☎096-328-2158 FAX096-351-2183
〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
- 医療機関の所在地：熊本市外
熊本県子ども未来課 ☎096-333-2209 FAX096-383-1427
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

指定医療機関の要件・責務

【要件】（法第19条の9）

- 以下の医療機関等であること。
 - ・ 保険医療機関
 - ・ 保険薬局
 - ・ 健康保険法に規定する指定訪問看護事業者
- 法第19条の9第2項で定める欠格事項（申請書の裏面参照）に該当していないこと。

【責務】（法第19条の11・第19条の12・第19条の13）

- 厚生労働大臣の定めるところにより、良質かつ適切な小児慢性特定疾病に係る医療を行わなければならない。
- 指定医療機関の診療方針は、健康保険の診療方針の例による。
- 指定医療機関は、小児慢性特定疾病に係る医療の実施に関し、都道府県知事等の指導を受けなければならない。

申請手続き等

下記申請書等を提出して下さい。

小児慢性特定疾病患者の方が制度改正後も医療費助成が受けられるよう11月28日（金）【必着】までに申請手続きを行ってくださるようお願いいたします。※なお、この期限以降も申請は受け付け、順次処理を行っていきます。

【提出書類】

- ① 指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書
- ② 役員名簿（法人の場合のみ）

留意事項

- ・ 指定後、熊本市又は熊本県から申請者宛に指定通知書を送付します。
- ・ 指定を行った医療機関の名称、所在地等を県（又は市）のホームページで公表します。
- ・ 指定の有効期間は6年間です。更新手続きについては現在検討中です。
- ・ 指定医療機関は、次の事項に変更があった場合は、知事（又は市長）に対して届出する必要があります。
 - ① 業務を休止、廃止又は再開した場合
 - ② 医療法等による命令等を受けた場合
- ・ 指定医療機関は、指定を辞退しようとする時は、知事（又は市長）に対して申し出る必要があります。

指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書

保 険 薬 局	名 称										
	郵便番号	—			電 話 番 号		— —				
	所 在 地	熊本県									
	医療機関 コード	4	3								

開 設 者	住 所	都道 府県									
	氏 名 又は 名 称										
	生年月日	大正 昭和 平成	年	月	日生	職 名					

* 開設者が法人にあつては、裏面の役員名簿に必要事項を記載して下さい。

上記のとおり、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を申請します。また、同法第19条の9第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

平成 年 月 日

開設者住所

開設者氏名又は名称

印

熊 本 市 長 様

役員名簿

(裏)

役員の氏名 及 び 職 名	氏 名	役 職

記載欄が足りない場合は別紙により役員名簿を添付すること。

児童福祉法第19条の9第2項

- 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 申請者が、第19条の18の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となつた事実その他の当該事実に関して当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 申請者が、第19条の18の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日（第7号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 申請者が、第19条の16第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第19条の18の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 第5号に規定する期間内に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出があつた場合において、申請者が、通知日前60日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 申請者が、前項の申請前5年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。

【指定医・指定医療機関に関するQ & A】

<共通事項>

- ・一部の用語については、次のとおり適宜略語を用いています。
「小児慢性特定疾病(疾患)」→「小慢」
「小児慢性特定疾病医療費支給認定申請に必要な、指定医の作成する診断書」
→「医療意見書」
「児童福祉法第〇条」→「法第〇条」
- ・小児慢性特定「疾患」は、法律改正により小児慢性特定「疾病」となります。

<指定医療機関について>

Q1: 当医療法人は熊本市に所在し、熊本市に薬局を、八代市に訪問看護ステーションを開設しており、いずれも小慢の医療給付を行う予定です。この場合、指定医療機関の申請は必要ですか？

A1: 必要です。医療機関及び薬局は熊本市へ、訪問看護ステーションは熊本県へ申請してください。

Q2: 当医療法人は、熊本市と熊本県内で病院(診療所)を開設しており、いずれでも小慢の診療を行う予定です。この場合、指定医療機関の申請先はどちらですか。

A2: 申請先は、熊本市及び熊本県です。

Q3: 当医療法人は、熊本県と福岡県で病院(診療所)を開設しており、いずれでも小慢の診療を行う予定です。この場合、指定医療機関の申請先はどちらですか。

A3: 申請先は、熊本県及び福岡県です。

※ 小児慢性特定疾病医療給付制度では、都道府県、政令市、中核市はそれぞれ独立した実施主体となっています。

※ 小児慢性特定疾病と指定難病では、政令市及び中核市の扱いが異なりますのでご注意ください。

Q4: 当院は熊本市に所在し小慢の診療を行っています。患者さんは市内のほか、八代市、福岡県などから来院します。この場合、現行の「小児慢性特定疾患医療給付事業委託契約書」のように患者さんの居住する各自治体に指定申請する必要がありますか。

A4: その必要はありません。貴院の所在する熊本市にのみ指定申請を行ってください。

Q5: 当医療法人は熊本市に法人本部があり、熊本市、益城町、福岡県で小慢の診療を行っています。この場合、指定申請の単位は法人(申請書1通)ですか、病院(申請書3通)ですか。

A5: 小慢の診療を行う医療機関ごとに指定申請を行う必要があるため、貴法人の場合3病院それぞれについて申請が必要です。

Q6: 当法人は熊本県内に本部があり複数の都道府県・政令市で病院(診療所)を開設しています。この場合、本部で一括して指定申請を行うことはできますか。

A6: できます。ただし、次の点にご注意ください。

- ・指定は各病院(診療所)単位です。申請書も、各病院(診療所)毎に必要です。
- ・申請先は各病院の所在する都道府県、政令市、中核市です。
- ・指定申請書の様式、添付書類は、各都道府県、政令市、中核市毎に異なる場合があります。必ず各自治体にご確認ください。

<指定医療機関指定申請書の記載について>

Q1: 役員欄には誰を記載したらよいですか。

A1: 各法人、会社の定款(財団の場合は寄付行為)の「役員」等に定められた方及び申請する医療機関の管理者を記載してください。常勤、非常勤にかかわらず全ての方を記載してください。一般的には次のような役職が定められているケースが多いと思われます。

- ・医療法人の場合
 理事長、理事、監事
- ・株式会社(薬局の開設者等)の場合
 代表取締役、取締役、会計参与、監査役、執行役(執行役員は含みません)、理事、監事

< 指定医の指定について >

Q1: 当院には、小慢の診療は行うが、医療意見書の作成は行わない医師がいます。この医師は、指定医に指定される必要はありますか。

A1: 必要はありません。

 なお、今後医療意見書を作成する可能性があるならば、指定を受けることをご検討ください。

Q2: 私は熊本市に居住し、八代市の病院に勤務し医療意見書を作成しています。この場合、指定申請先はどこになりますか。

A2: 熊本県になります。

 ※ 指定医制度においては、居住地にかかわらず、勤務先でかつ医療意見書を作成する医療機関の所在する都道府県、政令市、中核市に指定申請を行っていただくことになります。

Q3: 当院には、非常勤で週1日(月に数日)勤務し、医療意見書の作成を行う医師がいます。この場合でも指定医の指定を受ける必要がありますか。

A3: 診療従事日数、時間の多少にかかわらず、医療意見書の作成を行うのであれば指定医の指定を受ける必要があります。

Q4: 私は、熊本市及び八代市の病院(診療所)に勤務し、いずれにおいても医療意見書を作成しています。この場合、どちらに指定医申請をすればよいですか。

A4: 熊本市及び熊本県に指定医申請を行ってください。

 ※ 勤務先であり、かつ医療意見書を作成する医療機関の所在する全ての都道府県、政令市、中核市で指定を受ける必要があります。

Q5: 私は、八代市及び宇土市の病院(診療所)に勤務し、いずれにおいても医療意見書を作成しています。この場合、指定医申請先はどこですか。また、申請は何通必要ですか。

A5: 申請先は、熊本県です。また、県内(熊本市を除く)であれば、2か所以上に勤務しかつ医療意見書を作成していても、申請書は1通で結構です。

Q6: 私は、熊本市及び熊本県内の病院(診療所)に勤務しています。両院で小慢の診療に従事していますが、医療意見書は熊本県内の病院(診療所)でのみ作成しています。この場合、どちらに指定医申請をすればよいですか。

A6: 医療意見書を作成する病院(診療所)の所在する熊本県に指定医申請を行ってください。なお、今後、熊本市の病院(診療所)でも医療意見書を作成する可能性があるならば、熊本市でも指定を受けることをご検討ください。

Q7: 指定医認定のための研修を受けるにはどうしたらよいですか。

A7: 現在、具体的なことは決まっています。詳細が決まり次第、当ホームページ等でお知らせします。

Q8: 制度の変更や新基準等の情報はいつどのようにして把握することができますか。

A8: 現在、国から示されていません。情報が届き次第、随時ホームページに掲載しますのでご覧ください。様式もダウンロードできるようにしていきます。